



平均賃金の計算方法

- ・解雇予告手当を支払うため平均賃金を計算する必要が生じた。
- ・休業手当を支払わなければならないが、平均賃金の計算は？

◆ 基本のきほん

◎ 平均賃金とは

労働基準法（以下、「労基法」という）で定められている保障や減給の制限額を算定するときの基準となる賃金です。

平均賃金の額は労働者が通常生活していくまでの生活資金を反映したものでなければなりません。その観点から、労基法第12条において算出方法が定められています。算定方法の原則は、「算定しなければならない事由の発生した日以前3か月間に、その労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で割った金額」です（総日数とは総暦日数であって総労働日数ではありません）。以下で詳しく説明しましょう。

◎ 平均賃金の計算が必要なときは

平均賃金は、労働者の生活を保障するために以下の場合に支給されることとなっています。

- ①解雇する場合の予告に代わる解雇予告手当
(労基法第20条)
- ②使用者の責任による休業の場合に支払われる休業手当 (労基法第26条)
- ③年次有給休暇の日について支払われる年休手当
(労基法第39条)
- ④労働者が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償
休業補償 (労基法第76条)
障害補償 (労基法第77条)
遺族補償 (労基法第79条)
葬祭料 (労基法第80条)
打切補償 (労基法第81条)
分割補償 (労基法第82条)
- ⑤減給の制裁の制限額 (労基法第91条)

◎ 算定事由の発生した日とは

- ①解雇予告手当の場合は、労働者に解雇の通告をした日
- ②休業手当・年次有給休暇に支払われる賃金の場合は、休業日・年休日（2日以上の期間にわたる場合は、その最初の日）
- ③災害補償の場合は、事故の起きた日または、病気になった日（診断によって疾病の発生が確定した日）
- ④減給の制裁の制限額については、制裁の意思表示が相手方に到達した日

◎ 以前3か月間とは

算定事由の発生した日は含まず、その前日からさかの

ぼって3か月です。また、3か月とは暦日の3か月です。たとえば、5月10日に算定事由が発生した場合には、5月9日からさかのぼって3か月前の2月10日まで（89日、閏年で90日）となります。
賃金締切日がある場合は、直前の賃金締切日からさかのぼって3か月となります。
なお、次の期間がある場合は、その日数及び賃金額は先の期間及び賃金総額から控除されます。

- ①業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業した期間
- ②産前産後の休業した期間
- ③使用者の帰すべき事由によって休業した期間
- ④育児・介護休業期間
- ⑤試みの使用期間（試用期間）

以上の期間やその間の賃金が総日数や賃金総額から控除されるとなっているのは、これらの期間中の賃金がなかったり、非常に低額だったりするため、これらの期間とその期間の賃金を控除せずに平均賃金を算出すると、平均賃金の額が労働者の通常の生活費用と比べてあまりにも低くなりすぎるからです。

◎ 賃金の総額とは

算定期間に支払われる、労基法第11条に規定する賃金のすべてが含まれます。

例 通勤手当、年次有給休暇の賃金、通勤定期券代及び昼食料補助等

また、現実に支払われた賃金だけでなく、賃金の支払いが遅れているような場合は、未払い賃金も含めて計算します。

なお、次の賃金については賃金総額から控除されます。

- ①臨時に支払われた賃金（結婚手当、私傷病手当、加療見舞金、退職金等）
- ②3か月を超える期間ごとに支払われる賃金（夏、冬の賞与など、賞与であっても3か月ごとに支払われる場合は算入されます）
- ③特別に法令や労働協約で定められていない現物給与

◎ 平均賃金の最低保障

日給制、時間給制、出来高払制、請負制の場合、算定期間の3か月中に欠勤が多いと平均賃金も低額となり、通常の生活賃金をありのままに算定しようとする平均賃金の趣旨からはずれてしまうこともあります。そこで、このような場合を考慮して次の算出による最低保障が定められています。

$$\text{最低保障額} = \frac{\text{賃金の総額}}{\text{実労働日数}} \times \frac{60}{100}$$

また、月給制でも、その期間中の欠勤日数もしくは欠勤時間数に応じて減額された場合は、「欠勤しなかつた

場合に受ける賃金の総額をその期間中の所定労働日数で割った金額の 100 分の 60」が最低保証となります。

◎雇入れ後 3か月に満たない場合

算定事由の発生した日以前に 3か月間の期間がないので、雇入れ後の期間とその期間中の賃金で算定することになります。

◎日々雇い入れられる者の場合

これらの労働者は稼働にむらがあるばかりでなく、日によって就業する事業場を異にし、賃金額も変動することが多く、一般常用労働者の平均賃金と同一に取り扱うことが適当でないので、厚生労働大臣が別に定める金額を平均賃金とするとされています。

$$\text{平均賃金} = \frac{\text{1か月間に支払われた賃金総額}}{\text{1か月間の総労働日数}} \times \frac{73}{100}$$

◎平均賃金を計算してみましょう

(例 1) 月給制の常用労働者の平均賃金

月給制、賃金締切日毎月 15 日の場合

	3/16～4/15	4/16～5/15	5/16～6/15
総日数	31 日	30 日	31 日
基本給	200,000 円	200,000 円	200,000 円
家族手当	16,000 円	16,000 円	16,000 円
通勤手当	10,000 円	10,000 円	10,000 円
時間外手当	20,000 円	15,000 円	25,000 円

(錢未満切捨て)

計	246,000 円	241,000 円	251,000 円
総賃金	(738,000 円)	総日数	(92 日)
平均賃金	738,000 円 ÷ 92 日 = 8,021.73 円		

(例 2) 平均賃金の最低保障

日給制、賃金締切日毎月 15 日の場合

算定期間	3/16～4/15	4/16～5/15	5/16～6/15
総日数	31 日	30 日	31 日
労働日数	15 日	11 日	10 日
賃金	112,500 円	82,500 円	75,000 円
通勤手当	7,500 円	5,500 円	5,000 円
計	120,000 円	88,000 円	80,000 円
総賃金	(288,000 円)	総日数	(92 日)
労働日数	(36)		

原則的な平均賃金

$$288,000 \text{ 円} ÷ 92 \text{ 日} = 3,130.43 \text{ 円}$$

最低保障の平均賃金

$$288,000 \text{ 円} ÷ 36 \text{ 日} × 60/100 = 4,800 \text{ 円}$$

最低保障の方が高額なため最低保障が平均賃金となります。

(例 3) 日雇労働者の平均賃金

算定期間 5/16～6/15

労働日数 15 日

賃金総額 112,500 円

$$\text{平均賃金} = 112,500 \text{ 円} ÷ 15 \text{ 日} × 73/100 = 5,475 \text{ 円}$$

ワンポイントチェック

●通勤手当も平均賃金の算定基礎に含めるのか

●労基法第 11 条は、賃金について、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として、使用者が労働者に支払うすべてのものをいう、と定義しています。労働の対償とは、労働の対価のことですが、直接提供した労働に支払われるものに限定されず、広く労働者の労働力を維持していくために支給され、かつ支給条件が明確化されているものであれば労働の対償性が認められると考えられています。

通勤手当は、一般に、労働者の通勤距離または通勤に要する実際費用に応じて算定される手当と考えられています。労働協約、就業規則、労働契約等によって明確に定められているとすれば、労働者には権利として保障されており、使用者には支払いの義務があるので、賃金であると考えられ、平均賃金の算定基礎に含めなければなりません。

お問い合わせ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。 URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html>

かながわ労働センター (045) 633-6110(代) / 川崎支所 (044) 833-3141 /
県央支所 (046) 296-7311 / 湘南支所 (0463) 22-2711(代)

発行 神奈川県かながわ労働センター
横浜市中区寿町 1-4 〒231-8583

平成 30 年 10 月発行